平成２９年度第４回北九州市障害者施策推進協議会

（会議要旨）

日　　時	平成２９年８月２日（水）１８：００～２０：００
場　　所	市役所本庁舎　３階　大集会室
出席委員 （１６名）	◆北九州市障害者施策推進協議会委員 伊野委員、古柴委員、小鉢委員、白川委員、髙橋委員、田中委員、 芳賀委員、中村（恵美子）委員、中村（貴志）委員、長森委員、 久森委員、松尾（圭介）委員、松尾（まゆみ）委員、森委員、 山田委員
欠席委員 （３名）	今村委員、橋本委員、民田委員
事　務　局 及び関係課	【保健福祉局】 障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、 発達障害担当課長、人権文化推進課長 【教育委員会】 特別支援教育課長
次　　第	１　開会 ２　議題 （１）（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の制定について（答申）（案） （２）第４期北九州市障害福祉計画ＰＤＣＡサイクルにおける平成２９年度の取組みについて ３　閉会

会　議　経　過	
発言者	発　言　要　旨
事務局	ただ今から平成２９年度第４回北九州市障害者施策推進協議会を開催する。 配布資料確認 会議成立の確認 本日の会議出席者は名簿のとおりであり、３人の委員が欠席となっている。北九州市障害者施策推進協議会条例第６条により、「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」となっているが、本日は１９名の委員の内１６名の委員の皆様に既にご出席いただいているため、本協議会は成立していることを、まず、ご報告させていただく。 それでは、この後の会議の進行は会長にお願いする。
会長	議事に沿って進めてまいるので、皆様にはご協力をお願いする。 議題１「(仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の制定について（答申）(案)」 市長から諮問を受け、これまで２回にわたり、本条例の内容についてご審議をいただいた。 今回は、これまでの意見等を踏まえ、会長である私が事務局とも協議し、当協議会としての答申案をまとめている。 本日は、この答申案の内容についてご意見をいただきたい。 それでは、最初に、前回の会議でいただいたご意見に対する現在の対応状況について事務局から説明を受けた後、引き続き、答申案についての説明をお願いする。
差別解消法担当係長	資料１　北九州市障害者施策推進協議会からの意見を踏まえた条例骨子（案）（再修正版）及び資料２　（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の制定について（答申）（案）について説明。
会長	事務局からの説明についてご意見等ないか。
委員	資料２の３ページ、「４　基本理念」の性別について申し上げる。第２回目の会議にて質問し、前回この文面に修正していただいた。前回は事務局の考え方が補足として書かれてあり、そこに性的少数者や社会的性差、ジェンダーの概念の説明もしてあった。それを考慮して修正されたとのことであり、前回は気がつかなかったのだが、こうして修正前と後を並べてみると、特に変わりがないように感じられる。「障害のある女性」という

	文言が文頭から後に変わっただけで、なぜそのようになったのかという内容が省略されすぎているように思う。「障害のある女性や」の後に「性的少数者」という一言を加えると、社会的性差の概念を含めたすべての性別による差別の禁止という意味合いになり、配慮の深さを表現できるのではないだろうか。
障害福祉企画課長	少し検討させていただきたい。前回の会議では、事務局の考え方として、かなり詳しく説明を加えさせていただき、そこについてはご了解いただいたと考えている。先ほど、ご提案いただいた言葉を加えることで、どのように変わるのかということは、担当部署とも検討させていただきたい。 この他にも、本日いただくご意見については、検討させていただいた上で案を修正し、会長との協議により、最終的に決定したい。最終版については、後日、委員の皆様に郵送するということでご了解いただきたい。
会長	本日いただくご意見については再度検討し、最終的にはご一任いただきたい。そのような進め方でよろしいだろうか。
各委員	（了解）
委員	資料２の７ページ、「７　障害を理由とする差別に関する相談及び解決」の「相談」に係る意見を申し上げる。修正案では「何人も」とされており、間違いではないが、表現としてあまりなじまないように思う。２ページの「４　基本理念」にも同様に「何人も」という表現があるが、ここでの意味合いは、「不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害してはならない」という、差別する可能性のある「何人も」であると理解した。一方で、障害者に対して何らかの扱いをしそうな人を含むと解釈すると、ここでの「何人も」という表現はなじまないのではないだろうか。 こちらについては原案どおり、「障害のある人及びその家族等又は事業者」と表記し、相談できる主体を明確にしたほうがよいのではないか。すべての人が対象となるからなのだろうが、２ページとの関連で考えると、相談できる人の範囲を具体的に限定したほうが、相談することができるということを実感できるような気がする。「何人も」とすると、障害者や支援団体の人達にとって、実感がわきにくいのではないかということから、修正前の表現とする方がよいように思われる。
障害福祉企画課長	原案では、対象を「障害のある人及びその家族等又は事業者」としていたが、第２回目の会議において、直接の関係者でない方や地域の方なども相談できるのであれば表現を幅広にしたほうがよいとのご意見をいただいたことを受け、「何人も」と修正させていただく旨を前回ご説明し、皆様にご了解いただいたものと考えていた。 先ほどの委員のご意見等について、よろしければ委員の皆様のご意見を伺った上で、最終的に会長と協議させていただきたい。
会長	２名の委員からご意見のあった箇所について、他の委員の皆様のご意見

	はいかがか。
委員	７ページの相談における「何人も」の表現について意見を申し上げる。私どもはボランティア等の支援者であり、盲導犬ユーザーの方をガイドしているときに、盲導犬は中に入ってはいけない等と言われるようなことがあった。 そのようなことについて相談するときに、修正前の「障害のある人及びその家族等又は事業者」であると、こうした支援者の声はどういった形で届ければよいのだろうかと思う。したがって、「何人も」とする表現でよろしいかと思う。
委員	２ページ及び７ページにおいて、「何人も」と同じ言葉になってはいるが、誰でも市に対して相談ができる、あるいは誰でも不当な差別はしてはいけない、という意味合いであれば、むしろ対象を広くする「何人も」と表現する方が条例の趣旨に沿うのではないかと考える。
会長	その他、「何人も」という表現についてはいかがか。 なければ、先ほど委員からご意見いただいた、性的マイノリティ等の表現について、ご意見等はないか。
委員	私もこの部分について、第２回目の会議にて発言させていただいた。性的マイノリティ、いわゆる性的少数者がこちらに当てはまるかというのは、前回のご説明で納得した部分もあるのだが、「障害のある」「女性」という文言によって複合的な差別の要因になり得るかもしれないという考えから、性的マイノリティについて文言を加えるかどうかということを少し議論してみてもよいのではないかと思う。
委員	誤解を恐れずに言えば、性的マイノリティが障害のある人だとすると、それは定義の問題であり、これまでに女性は特に差別を受けていたという歴史的な意味合いから、より手厚く女性に関する差別を禁止するという趣旨であるとすれば、問題ないかと思われる。表現については、委員のおっしゃるように修正前後で大きく変わりがないように思われるので、もう少し検討をお願いしたい。歴史的な背景を考慮し、女性について強調することでメリハリがつくような規定とするのであればよろしいかと思う。
委員	その意見に賛成する。
委員	「性的マイノリティ」といった表現のある条例は、ほとんどないと思われる。この骨子案を作るにあたり、有識者会議が開催されたということで、その資料や会議録に目を通した。法律や県の条例がある中、それでも北九州市らしい内容で条例をつくりたいという思いがあったようだ。先ほど、女性差別的な歴史を背景として、女性についての表現を手厚くするとあったが、未来に向けての課題としては、性的マイノリティが大きく関わってくるように思う。そのような過去と未来を合わせた表現が北九州市らしさ

	につながるのではないだろうか。 　また、北九州市らしさは、「３　定義」の「障害のある人」について、発達障害と難病が併記されていることにも表れている。これは、法律にはない表現であり、難病対策がかなり進んでいることのアピールにもつながっていると思う。ぜひ、性別の問題についても、一歩先を行く、北九州市らしい表現を希望する。
会長	その他ご意見等はないか。
委員	答申書の留意事項のうち、「４　条例の見直しの検討について」、こちらをわかりやすく言うとどういうことになるだろうか。
障害福祉企画課長	これまでの会議でもご意見をいただいたのだが、国は法律の中で、必要があれば、３年後に見直しを行うと表現している。条例の中には同じような表現を謳っているところもある。本市では、事業者による合理的配慮の在り方を努力義務としたため、その点も踏まえ、見直し規定を謳ってはどうかというご意見をこれまでにいただいていた。前回までの会議で、私どもの意見を述べさせていただいたが、たとえば何年後に見直すという具体的な規定は設けない代わりに、答申書の１～４の事項については、答申に付属する附帯意見となる。例えば、障害者差別解消法においても、法を可決するにあたり、衆議院や参議院で附帯決議がなされている。その内容は法律の中には書かれていないが、附帯決議として、必要があれば３年を待たず、見直しをすることとされている。答申書の１～４の事項については、条例とは別に、皆様からの強い要望として挙げさせていただいたものである。この附帯意見は決して軽いものではなく、今後の行政の動きをある程度縛っていくものとなる。国の法律は必要があれば平成３０年度に見直すということになっているが、法律に見直しがなくとも、状況に応じて、本市の条例を見直すことも可能ということになる。 　ここで補足させていただきたい。先ほどいただいたご意見について検討し、最終的に会長と協議していくことになるが、例えば条例に表記するか否かは別として、条例の施行にあわせ、条例がどのようなことを意味しているのか、わかりやすく解説したものを作成するという方法もある。前回、事務局の考え方としてお示ししたように、条例に表記がないとしても、解説に表記するということも含め、私どものほうで検討させていただきたい。
会長	確認だが、条例を詳細に解説したものというのは、委員の皆様も確認できるということでよいか。
障害福祉企画課長	もちろん、条例本文と同時に公表するものであるため、皆様にもご覧いただける。
委員	条例の対象者についておたずねしたい。前回の会議で、市民対市民の差別の場合、人権問題になるため、条例の対象としないとの回答をいただき、

	それについては理解したが、法律には、対象者が行政と事業者であることが明記されている。法律を踏まえた内容であることから、条例の本文中に対象を表記していないということだろうか。条例の仮称が、「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」とあることから、名称からは対象がわからないため、私と同じような疑問を抱く市民もいるのではないかと思う。条例の中に表記しないということであれば、先ほど説明にあった、条例の解説において、対象を明らかにされた方がよいと思う。
差別解消法担当係長	資料２の４ページ、「６　障害を理由とする差別の禁止」についてご覧いただきたい。ここでは法律と同様に、市及び事業者を対象として差別的取扱いの禁止を求めたり、合理的配慮の提供を求めたりと、差別禁止の対象はそれぞれ「市及び事業者」としている。
委員	たしか障害者差別解消法の概要には、前文、目的、定義、対象が書いてある。なので、条例でも大きく「対象」を挙げてもよいかと思った。条例を詳しく読めばわかることではあるが、行政と事業者を対象とした条例であることを、条例またはガイドラインに表記すべきではないだろうか。障害者差別解消法の、概要か何かに対象が書いてあったように記憶しているが、いかがだろうか。
障害福祉企画課長	障害者差別解消法や、県の条例については、条文の中で対象の定義はしていないように見受けられる。条例とは、法律を補足する意味合いが強いものであるため、法律で前提となっている事柄については、条例もそれを踏まえた内容とすることとなる。ただ、市民にとって条例における対象がわかりにくいというご意見については、少し検討させていただきたい。 今回皆様にご審議いただいているのは、条例の骨子であり、前文の部分も４点の骨子をもとに条文化される。これから市の法制部門と協議し、骨子に肉付けしていく中で、対象を項目として挙げるべきかどうか、検討してまいりたい。
委員	法律には、公法と私法とがある。公法は、国家権力や行政権力に対して、国民、市民が権力を行使されるときに抵抗するための法律であり、私法は、私人間において適用される法律である。そのような区分でいくと、この法律は行政を拘束するための公法であり、その対象が行政となるのは当然といえば当然である。条文を読めば、行政の権力を規制するためのものであると理解することから、通常、誰を拘束するという定義の仕方は法律や条例ではしていない。対象を表記するにしても、よく検討されたいと思う。
会長	その他にご意見等はないか。 なければ、これまでいただいたご意見等を踏まえ、最終的な答申案については、会長として一任していただき、私から責任を持って市に提出させていただく。なお、提出した答申については、後日、事務局から各委員に郵送させていただく。

	では、次第に沿って進めてまいる。 議題２　第４期北九州市障害福祉計画ＰＤＣＡサイクルにおける平成２９年度の取組みについて 委員の皆様には事前に送付のあった資料をすでに確認いただいている前提で、事務局からは概要のみ説明をお願いする。
各担当課長及び係長	資料４－１　第４期北九州市障害福祉計画の目標等の管理シート（成果目標）及び資料４－２　第４期北九州市障害福祉計画の目標等の管理シート（活動指標）について説明。
会長	ただいまの説明について、ご意見等はないか。
委員	資料４－１の２ページ、活動指標等の一覧のうち、共同生活援助について、要望を申し上げる。利用者人数が平成２７年度は９２８人の見込みに対して、１，０４０人の実績、平成２８年度は１，００４人の見込みに対して、１，０８４人の実績とある。 以前、グループホームに居住していたこともあって、女性利用者のためのグループホームの数がとても少ないように感じている。 同資料８ページ、次年度における取組等の欄に「グループホーム等の地域移行の受け皿づくりについても、早急に整備していく必要があると考えており、取り組みについて検討していきます。」とあるが、いつ頃検討の結果が出る予定か知りたい。 グループホームへの入居を希望する女性の当事者が多くいらっしゃるという事業所の声もある。このように潜在的な需要があることを踏まえ、女性用グループホームの開設数を増やす取り組みを進めていただきたい。
障害者支援課長	活動指標をご覧いただくとわかるように、需要を見込んだ数よりも、はるかに供給が上回っている。 しかし、この場合、供給が十分であったことを示しているのではなく、見込みを上回るニーズがあったものと受け止めている。 グループホームの住居の数で表すと、平成２８年度は１３０、平成２９年２月の時点では１４０を超え、年々、増加している状況である。 ただ、グループホームの数は増加しているものの、重度障害のある方等に対応できるグループホームの開設が進んでいない。今後、引き続き、開設数を増やしていく中で、そうした方々の入居が可能なグループホームの開設を進める取り組みを検討してまいりたい。
委員	先ほど、グループホームの話題が出たが、グループホームに関しては、ただ数を増やすだけではなく、重度・高齢化した障害者に特化したようなグループホームを開設していただきたい。 資料４－１、４ページに「情報公表制度」という言葉が出てきたが、この制度について、詳しくご説明いただきたい。

障害者支援課長	ただいまご質問いただいた、障害福祉サービス等の情報公表制度の創設についてお答えする。 インターネット上の「ＷＡＭ－ＮＥＴ」というページに事業所に関する情報を掲載し、利用者が閲覧できる仕組みである。 近年、障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者の方が個々のニーズに応じて、良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。そのことを受け、平成３０年４月以降、県が事業所から障害福祉サービスに関する様々な情報の報告を受け、必要に応じて調査し、インターネット上で公表する予定である。
委員	市が発行している「障害者の福祉ガイド」においても、障害福祉サービス等を提供する事業所に関する情報は掲載されているが、インターネット上で、より詳細な情報について確認できるようになるという理解でよろしいか。
障害者支援課長	そのような認識で間違いない。 本市の「障害者の福祉ガイド」には、事業所の所在地や提供サービスの種類について掲載しているが、従業員数や営業時間等の基本情報だけでなく、障害福祉サービス等に関する具体的を取り組みの状況等の運営情報についてもご確認いただけるよう、インターネット上での情報提供に取り組んでいくものである。 また、事業所の連絡先等については、福祉ガイドだけでなく、本市のホームページ上でも定期的に更新しながら情報発信しているが、個々の具体的なサービス内容を確認する際は、ＷＡＭ－ＮＥＴをご活用いただくようになるかと思う。
委員	資料４－１の９ページに「地域生活支援拠点等の整備」とあるが、具体的にどのようなものを指しており、どういった方針で整備を進めようとしているのか、ご説明いただきたい。
発達障害担当課長	地域生活支援拠点という言葉だけではイメージしがたいと思う。 わかりやすく表現すると、在宅で生活している当事者の家族を支える役割を担う２４時間体制の相談機能と、いざというときに当事者の方を受け入れる体制を併せ持つ拠点を整備していくということである。 具体的な整備の方針としては、１箇所で総合的な機能を持つ施設を整備する方法が一つ。単独の施設として機能させることは難しいと思うが、既存の施設について、改築等のタイミングに合わせて整備を進めていくという方法が考えられる。 もう一つの方法としては、地域における既存の社会資源、相談機能や受入体制のある施設の機能を結び付け、相談を受けて、対象の方を一時的に受け入れることができる施設につないでいくようなイメージで、複数の地域社会資源を結び付けて機能を持たせるという方法も考えられる。 国は、先行して拠点整備に取り組んだ自治体の事例をまとめたモデル事

	例集を作成し、全国に向けて発信した。その事例集を参考に、地方自治体は、地域の実情にあわせて拠点整備を考えていかなければならない。 　地方自治体が単独で整備を推進していくことが求められているが、課題を整理し、拠点整備の方向性を定めるには、具体例や判断材料が十分でないという背景から、全国的に取り組みは進んでいない。 　既存の仕組みの中で持続可能な体制を整備していくにはどのようにしていくかということが一番の課題であるが、現段階では手探りの状態である。
委員	地域生活支援拠点は、精神障害者を抱える家族として、一番求めている機能であると言える。 　具体的な議論は進んでいないということだが、入れ物は市が主導して国の援助を受けながらつくった上で、中身の運営はいわゆる事業者に委ねるといった形になろうかと思う。 　後者の既存の社会資源を活用するといった方法については、現実的に難しい状況にあると思われるが、ぜひ実現していただきたい。 　ところで、この件は自立支援協議会において議論されているのか。
発達障害担当課長	自立支援協議会において、拠点整備のための具体的な協議の場はまだ立ち上げていないが、今年度、地域で暮らす当事者と家族を見守り、支え、孤立を防ぐ体制をどのように構築していくかをテーマにした地域ネットワーク部会を開催している。 　具体的な議論には及んでいないが、孤立を防ぎ、見守る支援体制の議論をある程度進めたうえで、拠点整備の話をどう結びづけていけばよいか、段階的に考えてまいりたい。
委員	拠点整備が容易に進まないことについては理解した。 　それを前進させるために、行政として、課題をひとつひとつ明確にしながら、計画を策定し、具体的に行動していくようお願いしたい。 　それから、先ほどのグループホームの話題について意見を申し上げる。 　グループホームを新規に開設する際に受けられる５０万円の助成だけでは、資金として不充分であることを何度も申し上げてきた。たしか、平成２９年度から国において、地域共生社会の実現に向け、１００箇所に対し、２００億程度の予算措置があったと聞いているが、そうした施策に対し、市として予算要求は行ったのだろうか。
障害者支援課長	国が示す、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等については承知しているが、障害者支援課においては、予算要求は行っていない。 　通常の障害者施設に係る整備であれば、本市への割り当ては、国の予算規模から想定すると、７千万円から１億円程度の規模である。それらについては市として要求し、一つずつ取り組みを進めている状況である。 　地域共生社会の取組に対する推進等への予算要求については、関連する他課の状況も考慮し、判断してまいりたい。

委員	地域共生社会の実現にあたっては、地域生活支援拠点の整備やグループホームの開設とも大きく関連してくるため、他の政令市は手を挙げているのではないかと思う。国の施策が継続するかわからないが、そうした機会にぜひ手を挙げて、整備を進めていただきたい。予算を要求するとなると、当然、具体的に計画立てていくことになる。そうすることで前進できるのではないだろうか。地方自治体の取り組みを支援する制度が示されているにもかかわらず、市として手を挙げないというのはいかがなものか。
会長	ぜひよろしくお願いしたい。
委員	資料４－１の５ページ、入院中の精神障害者の地域生活への移行のうち、入院後３ヶ月時点の退院率が低下していることについて、行政としてどのように捉えているかお聞かせ願いたい。 精神科病院で治療に携わる者としては、入院後３ヶ月時点の退院率は年々上昇しているという実感がある。 データの算出元が「６月３０日調査」とあるため、６月中に退院した患者数がどれだけかということを示している。 入院後３ヶ月時点における退院率低下の要因は、設定した目標値の問題か、たまたま調査月である６月に該当患者数が少なかっただけか、あるいは誤差の範囲であったのか。おたずねしたい。
発達障害担当課長	ご指摘のとおり、「６月３０日調査」の基本として数値を算出するという設定の段階で基本ルールを定めている関係上、このような結果が出てしまう。それについては、国における計画の推進の中でも、見直すべきではないかという議論があり、問題提起がなされているところである。また、調査そのものについても、まとめ方を見直すべきではないかという議論もある。 地域移行の取り組みは、関係機関の皆様の努力があって、確実に前進していると私どもも認識しており、地域で暮らしていきたいという当事者やその家族の思いやニーズを踏まえると、さらに前進していかなければならないと考えている。 そのためにも目標数値をどう設定し、評価していくかということについて、今後も研究してまいりたい。
委員	入院中の精神障害者の地域移行や共生社会についてのお話を伺うと、たいへん努力をされていることを頼もしく思う一方で、地域生活支援拠点等の整備について、まったく進捗していないことが気がかりである。 これまで、どのような内容を検討してきたのか、また、今後はどのように進めていくのか、それぞれおたずねしたい。
発達障害担当課長	地域課題において、地域社会の資源を用いて支援体制を組んでいくということを議論していく場として、自立支援協議会や基幹相談支援センターとの意見交換は非常に重要と考えている。ただ、国の先行事例についての報告書が出るまで、いわゆる議事録が残るような形での公式な議論には至

	っておらず、あくまで内部検討の段階にとどまっていたのが現状である。 　その中で議論になったのは、持続可能な仕組みを構築していくには、誰がどのような形で運営していくのか、必要な人員がどの程度で、それをどう確保し、将来に向けて維持していけばよいのかといった運営上の課題である。先行事例が少ない現状では判断しがたく、また、先行事例と同じく運営していくことができるか、一概には言えないところがある。 　国から具体的な制度設計が示されていない中、独自に運営を求められる地方自治体としては、非常に悩ましい課題である。 　各自治体において共通した課題であることから、大都市会議でも問題提起がなされており、地域生活支援拠点の整備を進めていくにあたって、報酬単価等の制度設計が必要ではないかという意見を国に提出している。それに対する国の具体的な動きはなく、あくまで先行事例の提示にとどまっている状況である。 　ただ、非常に重要な課題であるため、どのようにすれば運営が可能か、自立支援協議会や地域ネットワーク部会において、見守り支援との議論とも絡めて考えてまいりたい。
委員	資料４－１、１０ページの評価等に対する協議会等意見に「北九州市らしい体制を構築して欲しい」とあり、既存の制度を活用しながら、市として努力していることは理解しているが、もう少し発想を柔軟にしてはどうだろうか。 　例えば、地域の規模は大きく異なるが、北海道にある「浦賀べてるの家」の取り組みは、好事例となり得ると思う。そうした事例を少しでも取り入れることはできないか検討するなり、参考とするために視察に行くなり、今後とも研究を重ねていただき、早期の体制構築をお願いしたい。
会長	委員の皆様が希望されているのは、具体的に見えるかたちにしてほしいということであり、これに尽きるのだと思う。
委員	資料４－２の２４ページ、⑥日常生活用具給付等事業及び⑫奉仕員養成研修の各事業は、相互に関わりが深いように思う。日常生活用具給付等事業というのは、情報の入手及び提供において、視覚障害や聴覚障害のある当事者にとって欠かせない事業であり、厚生労働省では大きな枠で給付品目を選定している。予算上の制限があるとは思うが、いずれも適切に見直していただくようお願いしたい。
障害福祉企画課長	日常生活用具について国が示すメニューは多品種であり、情報意思疎通の支援項目も多くある。新規のご要望、事業の拡充について、多くのご要望をいただいており、日々検討している。いただいたご要望については、私どもで受け止め、今後の参考とさせていただく。
会長	最後に全体を通して、ご意見等はないか。
各委員	（意見等なし）

会長	特にないようであれば、本日の議事はこれで終了としたい。 それでは、本日の審議内容については、会長と事務局に一任させていただき、まとめさせていただきたい。
各委員	（了解）
会長	進行を事務局にお返しする。
障害福祉部長	（条例答申に対する挨拶） 会長及び委員の皆様には、一連のご審議に感謝申し上げる。
事務局	会長及び委員の皆様には、本日のご審議に感謝申し上げる。 以上で本日の会議を閉会する。